

## 瀬戸市教育委員会 1 月定例会

### 1 報 告

- (1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について (教育政策課長) . . . P 1
- (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について (教育政策課長) . . . P 3
- (3) 令和 6 年度儀式等について (学校教育課主幹) . . . P 5
- (4) 「第 16 回 NIHONGO スピーチコンテスト」結果について  
(まちづくり協働課長) . . . P 6
- (5) 瀬戸市公民館 (1 4 館) の利用料について  
(まちづくり協働課長) . . . 当日配布

### 2 議 案

- 第 1 号議案 令和 6 年度全国学力・学習状況調査の参加について  
(学校教育課主幹) . . . P 7
- 第 2 号議案 令和 6 年度県費負担教職員たる校長及び教頭の任免の候補者 (案)  
について (学校教育課主幹) . . . 当日配布

### 3 その他

- ・日程について . . . P 34
- ・コミュニティ・スクール一層の推進を願う陳情について . . . P 35

# 催物の後援・推薦に係る審査結果報告書

| NO | 申請受付年月日        | 主催者                         | 催物名                       | 会場・開催期間等  | 催物内容等   | 申請区分   | 入場料等   | 許可年月日<br>(整理番号)          | チラシ等 |
|----|----------------|-----------------------------|---------------------------|---|---|--------|--|--------------------------|------|
| 1  | 令和5年<br>11月28日 | 一般社団法人<br>おやこらぼ             | こどもの未来応援講座                | パルティセと<br>令和6年1月11日(木)・令<br>和6年1月23日(火)             | 子どもの脳の発達段階や個性・才能に合わせた子育て方法がわかる講座。子どもたち一人一人が個性や才能を発揮し、安心して暮らせる未来を実現するため、社会貢献事業の一環として、一人でも多くの子育て中のママ・パパさんに様々な子育て講座や子育てに関するお金の勉強、お役に立つ情報を完全無料でご提供するため。 | 後援(継続) | 入場料 無料<br>参加料 無料   | 令和5年12月1日<br>(5-226-73)  | ○    |
| 2  | 令和5年<br>11月30日 | 学校法人SOLAN<br>学園             | 瀬戸SOLAN小学校研究発表会           | 瀬戸SOLAN小学校<br>令和6年1月27日(土)                          | 瀬戸SOLAN小学校では「テーマ：習得-活用-探求の3つの学びが相互に作用する授業の創造」で開校以来研究実践を続けて参りました。その中から提起される諸課題や学校教育に対する多様な要請に対応した新しい教育課程(カリキュラム)や指導方法を発表する場にしたいと考えます。                | 後援(継続) | 入場料 無料<br>参加料 有料:5000円                                     | 令和5年12月8日<br>(5-232-74)  | ○    |
| 3  | 令和5年<br>12月4日  | 書道研究 飛墨会                    | 飛墨会新春書初条幅展                | 瀬戸市文化センター 文化交流館 2F<br>令和6年1月19日(金)~令<br>和6年1月21日(日) | 新春にちなんだ題材で、幼年・小・中学・高校生、一般大人まで参加し書道文化の普及、生涯学習の推進、日本文化の伝承・発信に役立つことを目的とする。   | 後援(継続) | 入場料 無料<br>参加料 無料   | 令和5年12月8日<br>(5-234-75)  |      |
| 4  | 令和5年<br>12月7日  | ヒューマンアカデミー<br>ジュニア名古屋支部     | プログラミング体験会                | 瀬戸共栄通教室(マナビー)<br>令和6年1月6日(土)~令<br>和6年2月17日(土)       | STEAM教育への認知向上と、プログラミングを通じ、自分で考えたものを試行錯誤しながら作り上げる楽しさや面白さに気づききっかけづくり。またプログラミングを教えることのできる講師育成のため。  | 後援(継続) | 入場料 無料<br>参加料 無料   | 令和5年12月14日<br>(5-236-76) | ○    |
| 5  | 令和5年<br>12月7日  | 愛知県吹奏楽連盟・朝日新聞社              | 愛知県アンサンブルコンテスト(高等学校の部)県大会 | 瀬戸市文化センター 文化ホール<br>令和6年1月28日(日)                     | 各学校の吹奏楽部の日頃の練習の成果を発表する場とし、部活動の活性化及び、音楽文化の発展に寄与する。   | 後援(継続) | 入場料 有料:1,000円<br>参加料 有料:一人<br>1,500円                       | 令和5年12月14日<br>(5-237-77) |      |
| 6  | 令和5年<br>12月11日 | 尾張瀬戸武田信玄古城再建プロジェクト<br>チーム   | 瀬戸武田信玄公歴史探索イベント開催         | 山口連区自治会憩いの家<br>令和6年1月14日(日)                         | 瀬戸に残されている武田信玄の史跡や文化財等の探索、勉強会  | 後援(継続) | 入場料 無料<br>参加料 有料:500円                                      | 令和5年12月14日<br>(5-238-1)  | ○    |
| 7  | 令和5年<br>12月14日 | あすなろ社 墨翔会                   | 第41回あすなろ書初公募展             | 瀬戸市文化センター2階<br>会議室<br>令和6年3月31日(日)                  | 書教育向上ならびに普及の為。  | 後援(継続) | 入場料 無料<br>参加料 有料:幼年~高<br>校生 500円/1点 一般<br>800円/1点          | 令和5年12月18日<br>(5-241-79) |      |
| 8  | 令和5年<br>12月14日 | 瀬戸将棋文化振興協会<br>詰将棋解答選手権実行委員会 | 第21回 詰将棋解答選手権<br>瀬戸会場     | 瀬戸市文化センター<br>令和6年4月13日(土)                           | 全国数十か所の会場で一斉に開催される「第21回詰将棋解答選手権」の瀬戸会場としてエントリーし、当該選手権の初級戦と一般戦を実施。  | 後援     | 入場料 無料<br>参加料 有料:一般<br>1,000円(1,500円) 高<br>校生以下 500円(700円) | 令和5年12月19日<br>(5-243-80) |      |

## 催物の後援・推薦に係る審査結果報告書

|   |                |                                   |   |                                       |   |        |                  |                          |   |
|---|----------------|-----------------------------------|---|---------------------------------------|---|--------|------------------|--------------------------|---|
| 9 | 令和5年<br>12月14日 | 東京大学赤津研究林<br>サポーターズクラブ<br>シデゴブシの会 | 中学生、高校生の皆さんに！瀬<br>戸市の東京大学赤津研究林内<br>での集箱作成 | 東京大学生態水文学研究所<br>赤津研究林<br>令和6年1月21日(日) | 瀬戸市にある東京大学の付属施設である東京大学生<br>態水文学研究所を多くの方々に知っていただくための行<br>事の一つで、普段は入ることのできない研究施設の<br>「赤津研究林」で開催するシデゴブシの会のイベント<br>を紹介。 | 後援(継続) | 入場料 無料<br>参加料 無料 | 令和5年12月19日<br>(5-244-81) | ○ |
|---|----------------|-----------------------------------|---|---------------------------------------|---|--------|------------------|--------------------------|---|

## 催物の後援・推薦に係る実績報告書

| No | 報告受付年月日    | 報告区分       | 主催者<br>(申請者)                                 | 催物名                         | 会場・開催期間等  | 催物の実績等  | 後援・推薦の効果等   |
|----|------------|------------|--|-----------------------------|---|---|---|
| 1  | 令和5年11月24日 | 後援<br>(継続) | 公益社団法人 瀬戸旭法人<br>会<br>水野 和郎                   | 「税に関する絵はがきコンクール」            | —<br>令和5年7月20日(木)～令和5年11月30日(木)                           | 参加人員：480人(うち市内小学校は90名)  | 先生方や保護者の方にも信頼して応募いただきました。   |
| 2  | 令和5年11月27日 | 後援<br>(継続) | 旭精機工業株式会社<br>取締役社長 神谷 真二                     | 尾張旭市と瀬戸市のアールブリュット作品展        | 尾張旭市文化会館 展示ロビー<br>令和5年11月10日(金)～令和5年11月19日(日)             | 参加人員：10 事業所<br>入場人員：514人  | 瀬戸市内の小中学生や親御様にご来場いただきました。当初の目的であった障がいのある方々を知っていただくとともに、作品を出展いただいた方々の創作意欲にもつながる機会にもなれたのではないかと思っています。 |
| 3  | 令和5年11月28日 | 後援<br>(継続) | 瀬戸市・瀬戸市子ども会連絡協議会・瀬戸市少年消防クラブ連絡協議会<br>消防長 勝股 淳 | 第45回児童防火作品コンクール             | パルティセと3階 交流広場<br>令和5年7月21日(金)～令和5年11月15日(水)               | 応募数：絵画283点、<br>書道1367点、合計1650点 絵画の部48点(内4点が特別賞)、<br>書道の部49点(内4点が特別賞)、合計97点が優秀作品 | 作品の応募取りまとめに学校関係者をはじめ多くの方に協力を得ることができ、多数の作品を応募していただくことができました。   |
| 4  | 令和5年11月28日 | 後援<br>(継続) | 瀬戸市体操クラブ<br>横山 絢音                            | 無料体操教室                      | 西陵地域交流センター<br>令和5年11月11日(土)                               | 参加人員：5人<br>入場人員：5人  | お問い合わせを数件いただいた。   |
| 5  | 令和5年12月1日  | 後援         | 瀬戸陶芸協会 公益財団法人古川知足会<br>会長 波多野 正典              | 瀬戸陶芸協会百年への挑戦<br>古今無双 瀬戸陶芸物語 | 古川美術館分館爲三郎記念館(名古屋)市千種区池下町2-50<br>令和5年9月8日(金)～令和5年10月1日(日) | 入場人員：2726人  | 小中学生向けのイベント案内をスムーズに配布できることができた。   |
| 6  | 令和5年12月4日  | 後援         | 尾張瀬戸武田信玄古城再建プロジェクトチーム<br>山田 美和               | 瀬戸武田信玄公歴史探索ブチイベント開催         | 山口連区自治会憩いの家<br>令和5年12月2日(土)                               | 参加人員：10人<br>入場人員：8人   | 後援により中日新聞にイベント案内が記載された。そのため、新規参加者が予想を上回り8名参加に至った。   |
| 7  | 令和5年12月5日  | 後援<br>(継続) | 聖カピタニオ女子高等学校<br>理事長 上條 富男                    | 創立60周年記念講演「女の子はどう生きるか？」     | 瀬戸市文化センター<br>令和5年10月30日(月)                                | 参加人員：900人<br>入場人員：900人  | 社会的信頼性があることや、公共性が増すことにより多くの方に参加していただいた。   |

## 催物の後援・推薦に係る実績報告書

|   |            |            |                                    |                            |  |                        |  |
|---|------------|------------|------------------------------------|----------------------------|--|------------------------|--|
| 8 | 令和5年12月6日  | 後援<br>(継続) | ヒューマンアカデミーロボ<br>ット教室名古屋事務局<br>沼 夏樹 | ヒューマンアカデミーロボ<br>ット教室 無料体験会 | パルティセと市民交流センター<br>・瀬戸市共栄通5-8 マナビー内<br>令和5年9月23日(土)～令和5<br>年10月28日(土) | 参加人員：42人<br>入場人員：97人   | プログラミン的思考力を体験していただく<br>ことで子どもはストレスなく身に付けるきっか<br>けになり、保護者様はどういうものかを感じてい<br>ただくことができました。 |
| 9 | 令和5年12月19日 | 後援<br>(継続) | 瀬戸市和太鼓連盟<br>水野 忠治                  | 第18回 和太鼓の祭典                | 瀬戸市文化センター<br>令和5年12月17日(日)   | 参加人員：100人<br>入場人員：420人 | 教育関連施設や公共施設への宣伝効果が上が<br>り市民の方々に関心を持っていただけたと思<br>います。                                   |

※「参加人員」…主催者を除く事業への参加者数 ※「入場人員」…催物の一般入場(来場)者数

## 令和6年度 儀式等について

| 儀 式    | 小学校       | 中学校       | 特別支援学校                             |
|--------|-----------|-----------|------------------------------------|
| 入学式    | 4月4日(木)   | 4月5日(金)   | 4月8日(月)                            |
| 1学期始業式 | 4月5日(金)   | 4月5日(金)   | 4月9日(火)                            |
| 1学期終業式 | 7月19日(金)  | 7月19日(金)  | 7月19日(金)                           |
| 2学期始業式 | 9月2日(月)   | 9月2日(月)   | 9月2日(月)                            |
| 2学期終業式 | 12月23日(月) | 12月23日(月) | 12月23日(月)                          |
| 3学期始業式 | 1月7日(火)   | 1月7日(火)   | 1月7日(火)                            |
| 卒業式    | 3月19日(水)  | 3月7日(金)   | 小学部<br>3月13日(木)<br>中高等部<br>3月6日(木) |
| 修了式    | 3月24日(月)  | 3月24日(月)  | 3月19日(水)                           |

## 「第16回 NIHONGO スピーチコンテスト」結果について

瀬戸市国際センターは、12月17日（日）午後1時30分から「第16回 NIHONGO スピーチコンテスト」を瀬戸蔵つばきホールで開催いたしました。8か国19名（小中学生の部13名、一般の部6名）の外国人の皆さんが日本語でスピーチをしました。その結果は下記のとおりです。

### 記

#### 1 出場者数

|      | 出場者数(応募者数) |
|------|------------|
| 小中学生 | 13名（13名）   |
| 一般   | 6名（6名）     |

#### 2 審査結果

| 部門   | 賞  | 氏名               | 国籍    | 学校名・学年  |
|--|----|------------------|-------|---------|
| <b>小中学生の部</b><br>(13名)<br>(小学生8名<br>中学生5名) | 金賞 | オカモト リョウガ        | ペルー   | 八幡小学校5年 |
|  | 銀賞 | ガスパル エイミ         | ペルー   | 原山小学校3年 |
|  | 銅賞 | アミソラ ソフィア        | フィリピン | 品野中学校3年 |
| <b>一般の部</b><br>(6名)<br>(内高校生1名)            | 金賞 | フォー ティ ユー        | ベトナム  |         |
|  | 銀賞 | キム スジョン          | 韓国    |         |
|  | 銅賞 | アヴィラ ロエル<br>アルボン | フィリピン |         |

#### 3 来場者数

130人（※出場者含む）

#### ※ 出場者数推移

|        | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 | 第6回 | 第7回 | 第8回  |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
|        | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27  |
| 一般の部   | 6   | 7   | 7   | 13  | 10  | 8   | 8   | 10   |
| 留学生の部  | 5   | 7   | 7   | —   | —   | —   | 7   | —    |
| 小中学生の部 | —   | —   | —   | —   | —   | —   | 3   | 中 10 |
|        |     |     |     |     |     |     |     | 小 6  |
| 合計     | 11  | 14  | 14  | 13  | 10  | 8   | 18  | 26   |

|        | 第9回 | 第10回 | 第11回 | 第12回 | 第13回 | 第14回 | 第15回 | 第16回 |
|--------|-----|------|------|------|------|------|------|------|
|        | H28 | H29  | H30  | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   |
| 一般の部   | 7   | 7    | 9    | 9    | 6    | 10   | 11   | 6    |
| 留学生の部  | —   | —    | —    | —    | —    | —    | —    | —    |
| 小中学生の部 | 16  | 18   | 24   | 20   | 25   | 20   | 24   | 13   |
| 合計     | 23  | 25   | 33   | 29   | 31   | 30   | 35   | 19   |

6年第1号議案

令和6年度全国学力・学習状況調査の参加について

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、令和6年度全国学力・学習状況調査が実施されるが、本市における今後の教育指導の充実や学習状況の改善に役立てるため、調査の趣旨に基づき、全小中学校が参加することとする。

令和6年1月11日提出

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤 正彦

(理由)

この案を提出するのは、令和6年度全国学力・学習状況調査に参加するに当たり、教育委員会の議決を求めるため必要があるからである。





5 文科教第 1356 号  
令和 5 年 12 月 21 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事  
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項 殿  
の認定を受けた地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学法人の長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官  
藤原 章夫

#### 令和 6 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

この度、文部科学省において、令和 6 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

実施要領においては、令和 5 年度の調査に関する実施要領から、以下の点について規定するなどの変更をしております。

- ・児童生徒質問調査について、全ての学校において端末を活用したオンライン方式により実施すること
- ・令和 3 年度の調査以来の「経年変化分析調査」及び「保護者に対する調査」を、冊子を用いた筆記方式と、端末を活用したオンライン方式を併用して実施すること

各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に係る所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に係る所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に係る域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の

認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。



<本件担当>

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

# 令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和5年12月21日  
文部科学省

## I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

## II. 調査の名称

令和6年度全国学力・学習状況調査

## III. 調査の構成

本体調査に加えて、経年変化分析調査及び保護者に対する調査を実施する。

## IV. 本体調査

### 1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

#### ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

#### イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

### 2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

#### ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。

#### イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、原則全ての児童生徒を対象に、児童生徒の活用するICT端末を用いたオンラインによる回答方式で実施する。

### (2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

## 3. 調査実施日等

### (1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和6年4月18日木曜日（以下「調査日」という。）とする。

#### ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、調査日に実施し、調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童質問調査は、4月10日水曜日から4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施する。

#### イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査は、調査日に実施し調査時間は、国語、数学それぞれ50分とする。

(イ) 生徒質問調査は、4月10日水曜日から4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施する。

### (2) 学校質問調査

令和6年4月に実施する。

### (3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

## 4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、

学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。

- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

## 5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

### (1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等。

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相

## 関関係の分析

### ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

#### (2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

（イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化处理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

#### (3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会

① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況

② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

（イ）市町村教育委員会

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（ウ）学校

① 当該学校全体の状況

- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

#### (4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

- ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
- ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

#### (5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

#### ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。



- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

#### イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

## 6. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

## 7. 留意事項

### (1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

- ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。
- イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
  - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
  - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
  - (ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を見守る児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
  - (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
  - (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
  - (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
  - (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

### (2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や個人情報の保護に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

### (3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌19日金曜日以降4月30日火曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

#### (4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

#### (5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

#### (6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

#### (7) 児童生徒質問調査におけるICT端末を活用したオンラインによる回答

4月10日水曜日以降4月30日火曜日までに実施された児童生徒質問調査は、全体の集計に含めるものとする。また、点字での対応を要する児童生徒のみ、冊子を用いて実施する。

#### (8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

#### (9) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和6年2月下旬から3月上旬頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

### V. 経年変化分析調査

#### 1. 調査の目的

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

## 2. 調査の対象

(1) 文部科学省が調査対象として抽出した、国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

### ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

### イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 調査の対象としないことを原則とする児童生徒は、IV. 本体調査 1. (2)と同様とする。中学校調査の英語においては、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないこととすることができる。

## 3. 調査事項

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析するため、平成25年度、平成28年度及び令和3年度に実施した経年変化分析調査と同様の問題等を用いて、以下の教科に関する調査を実施する。

(1) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(2) 出題範囲は、IV. 本体調査 2. (1) ア (イ)と同様とする。

(3) 出題形式は、IV. 本体調査 2. (1) ア (ウ)と同様とする。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

## 4. 調査実施方式

国語、算数・数学、英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」はいずれも、冊子を用いた筆記方式(以下「PBT」(= Paper Based Testing)という。)もしくは児童生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステム(以下「MEXCBT」という。)によるオンライン方式(以下「CBT」(= Computer Based Testing)という。)で実施する。また、英語「話すこと」は、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の実施方式に関わらず、全てCBTで実施する。対象校においては、原則PBTもしくはCBTのいずれか一方の方式で実施するが、どちらの方式で実施するかは、文部科学省が指定する。

## 5. 調査実施日等

### (1) 調査実施日（調査の時間割モデルは別紙6）

調査の実施日は、令和6年5月13日月曜日から6月28日金曜日までの期間中、調査の対象となった学校（以下「対象学校」という。）が実施可能な日とする。

#### ア 小学校調査

対象学校は、国語又は算数のいずれか1教科を40分で実施する。対象教科は、文部科学省から指定する。

#### イ 中学校調査

対象学校は、国語、数学又は英語のいずれか1教科を実施する。対象教科は文部科学省から指定する。調査時間は、国語及び数学においては、それぞれ45分とする。

英語においては、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は準備時間等を除き、標準的には5～10分程度で終了する設計とする。また、「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。

### (2) 調査実施に関するスケジュール

別紙7のとおりとする。

## 6. 調査の実施体制

調査の実施体制は、IV. 本体調査 4. と同様とする（調査の実施系統図は別紙8・別紙9）。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により、調査の実施は教育委員会の職務権限である。そのため、当該対象学校を設置管理する教育委員会（以下「対象教育委員会」という。）は、調査の実施について、主体性と責任を持って当たることとする。

## 7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表する。なお、経年変化分析調査は全国的な学力の状況について経年の変化を把握・分析するものであることから、対象教育委員会及び対象学校に対する調査結果の提供は行わない。

### (1) 調査結果の公表

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、全国的な状況に関し、具体的問題内容が明らかにならない範囲で、児童生徒の学力に関する経年変化の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

## (2) 調査結果の活用

文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データについて、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

## (3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア) と同様とする。

## 8. 調査実施に当たっての相談体制

IV. 本体調査 6. と同様とする。

## 9. 留意事項

### (1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

### (2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2) と同様とする。

### (3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

ア 小学校調査 国語又は算数：1 単位時間相当

イ 中学校調査 国語又は数学：1 単位時間相当

外国語：1.3 単位時間相当

### (4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、対象学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、

別室の設定、イヤホンの使用などの配慮を可能とする。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

IV. 本体調査 7. (6) と同様とする。

(6) 調査問題等の公表

文部科学省が公表する調査結果に掲載するものを除き、調査問題等は非公開とする。

(7) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和6年4月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

## VI. 保護者に対する調査

### 1. 調査の目的

家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

### 2. 調査の対象

経年変化分析調査の対象となる児童生徒の保護者。

### 3. 調査事項

児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する質問紙調査を実施する。

### 4. 調査実施方式

経年変化分析調査をPBTで実施する学校の保護者については冊子を用いた筆記方式で、CBTで実施する学校の保護者については、スマートフォン等によるオンライン方式での回答とする。

### 5. 調査実施日等

調査実施は、令和6年5月13日月曜日から6月28日金曜日までの期間とする。

### 6. 調査の実施体制

調査の実施体制は、V. 経年変化分析調査6. と同様とする。

### 7. 調査結果の取扱い

#### (1) 調査結果の公表

文部科学省は、全国的な状況に関し、調査の回答状況の分析結果等を公表する。文部科学

省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の活用

調査結果の貸与については、V. 経年変化分析調査 7. (2) と同様とする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア) と同様とする。

8. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校及び保護者等からの問合せや調査資材の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、保護者の状況等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 日本語が不自由な保護者に対する配慮

日本語が不自由な保護者については、必要に応じて、ルビ振り調査用紙の使用などの配慮を可能とする。



(4) 外国語による調査が必要な保護者に対する配慮

外国語による調査が必要な保護者については、当該保護者の必要とする言語に応じて、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国語による調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(5) 調査マニュアルの作成・配付

V. 経年変化分析調査9. (7)と同様とする。

## 調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和 6 年 4 月 18 日 (木)

2. 時間割モデル

## ◆小学校

| 調査日当日 | 1 時限目        | 2 時限目        |
|-------|--------------|--------------|
|       | 国語<br>(45 分) | 算数<br>(45 分) |

| 指定日 |                    |
|-----|--------------------|
|     | 児童質問調査<br>(20 分程度) |

## ◆中学校

| 調査日当日 | 1 時限目        | 2 時限目        |
|-------|--------------|--------------|
|       | 国語<br>(50 分) | 数学<br>(50 分) |

| 指定日 |                    |
|-----|--------------------|
|     | 生徒質問調査<br>(20 分程度) |

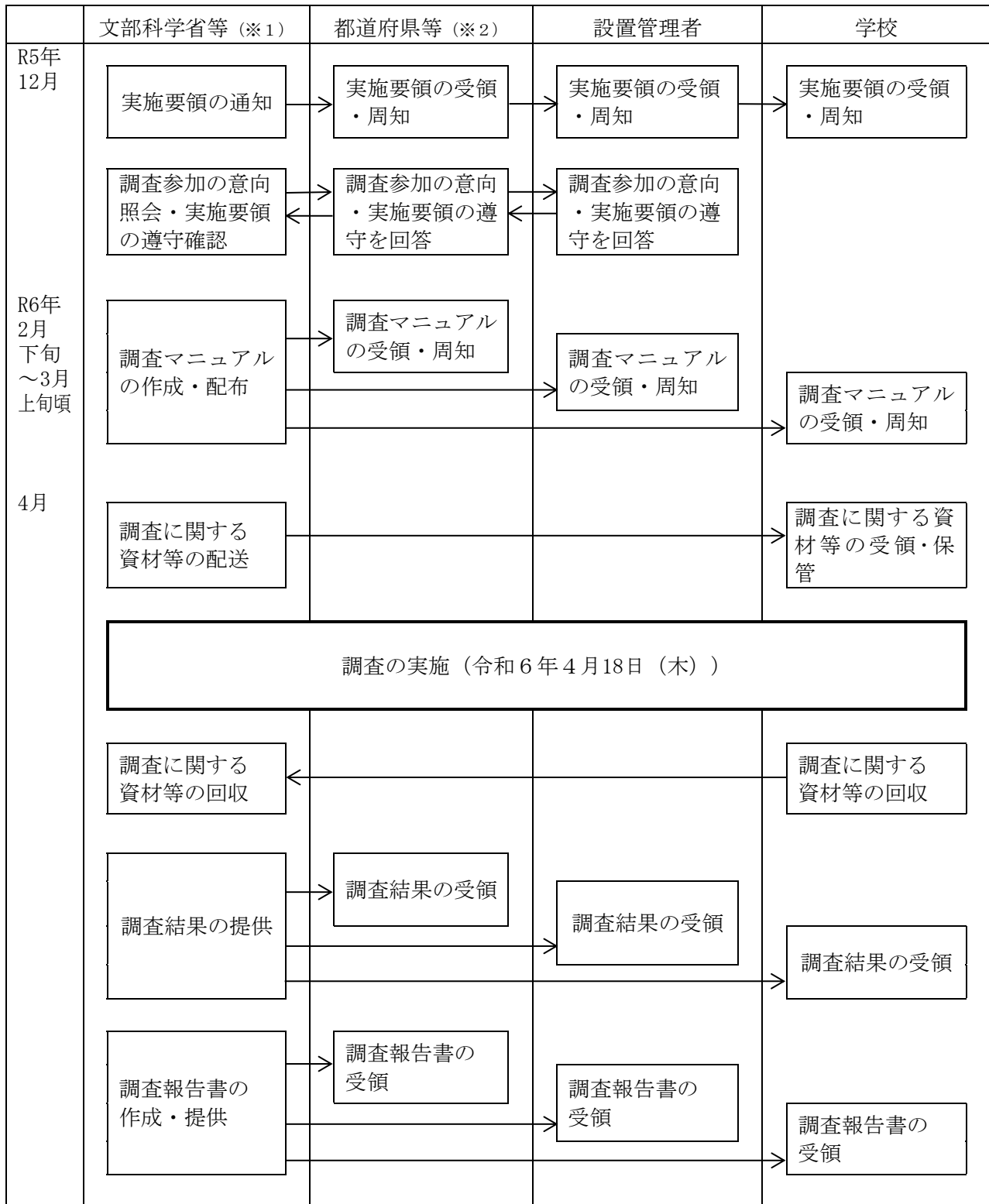
&lt;補足&gt;

※紙面で実施する調査の後日実施は、4月 19 日 (金) から 4 月 30 日 (火) まで可能である。

※児童生徒質問調査は、児童生徒が活用する ICT 端末等を用いて、日程を分散の上実施する (実施期間は 4 月 10 日 (水) ~ 4 月 30 日 (火))。

※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問調査 (2 問程度) も実施することとする。

## 調査の実施に関するスケジュール（予定）

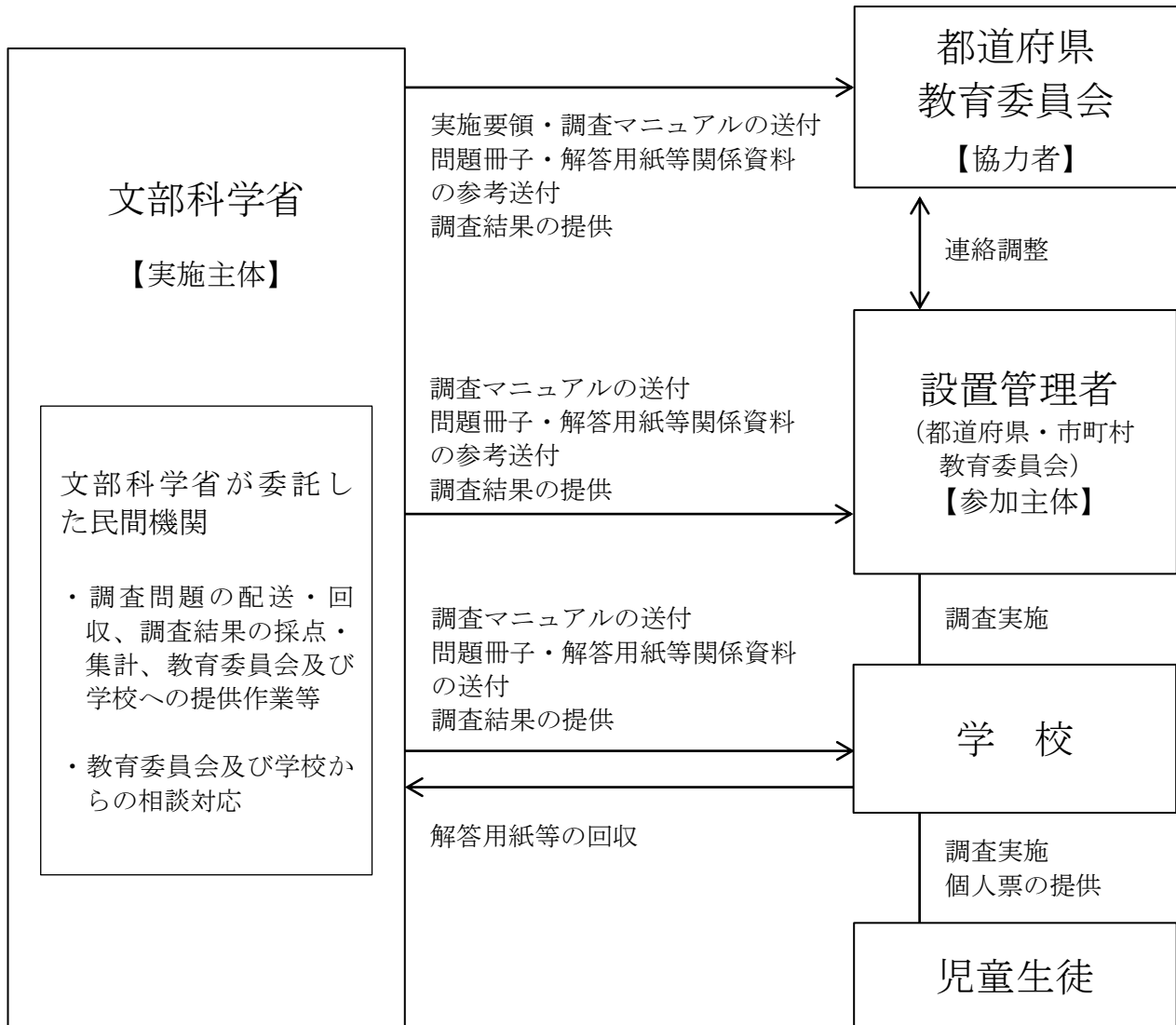


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

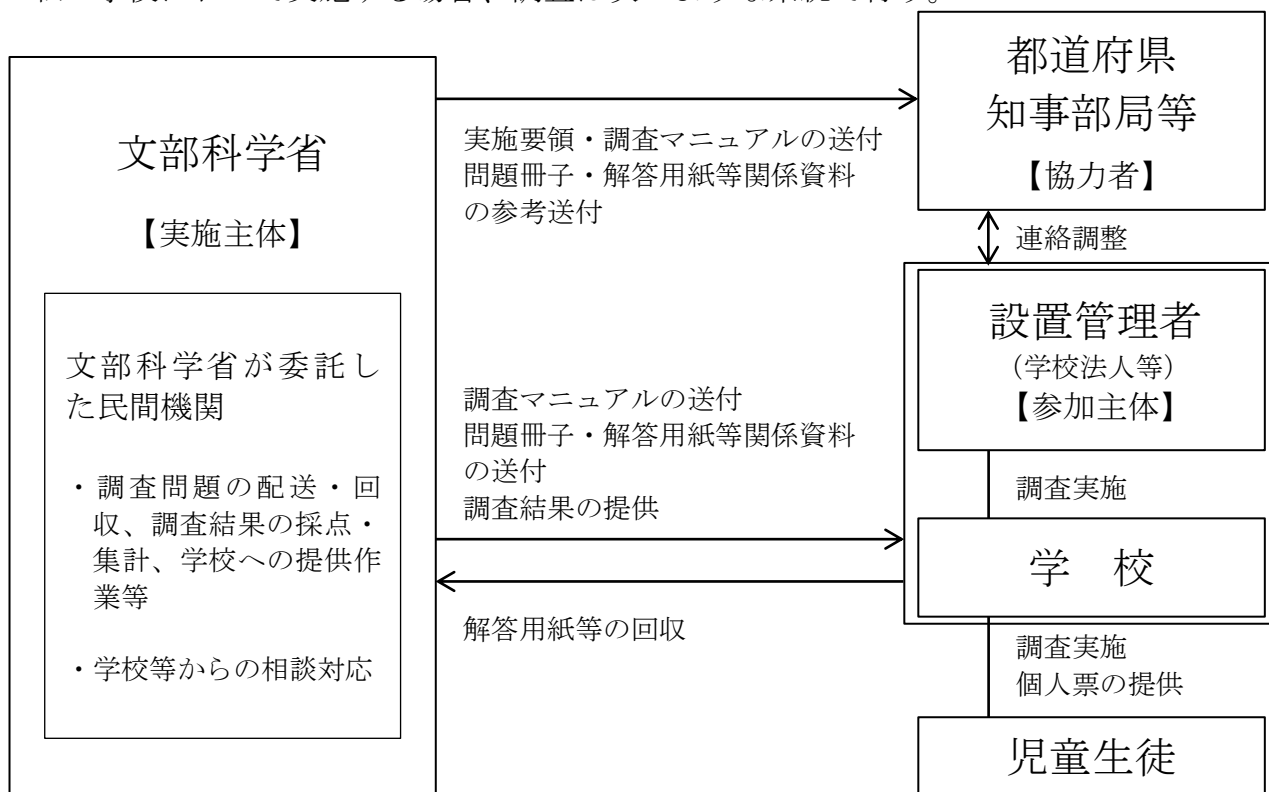
### 調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



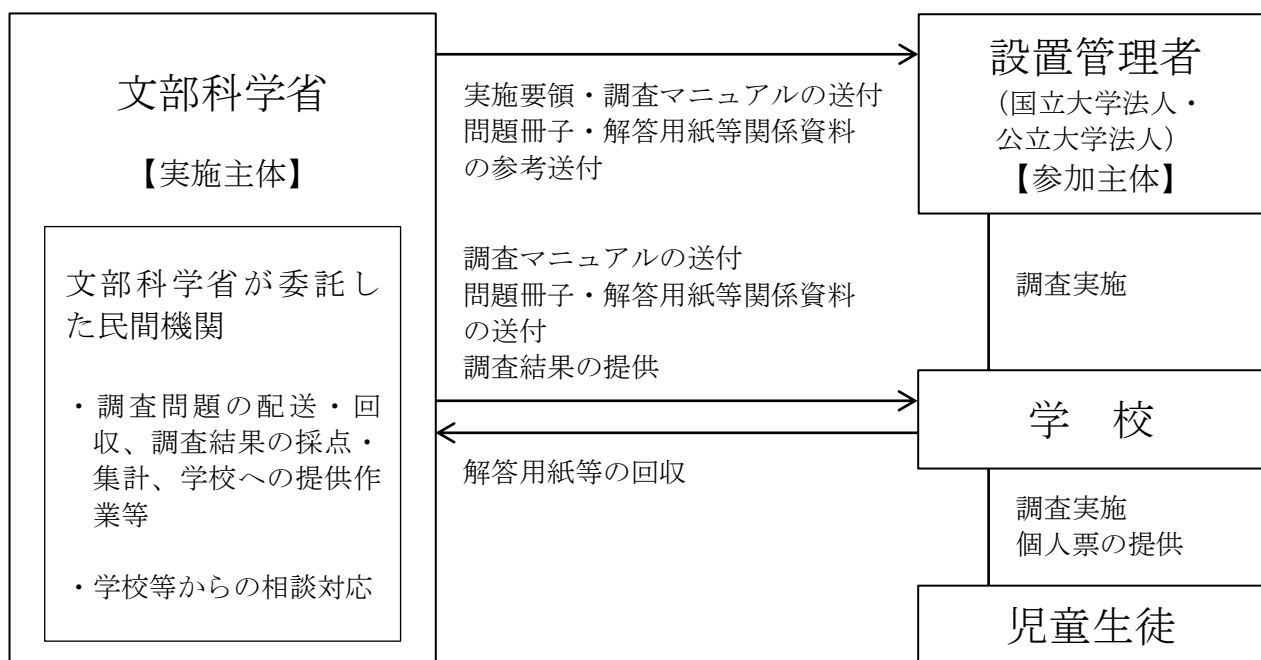
### 調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



### 調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



## 文部科学省における調査結果の公表の体系

| 実施要領の記載  |   | 公表の区分   |  |  |  |   |   |
|--|---|---|--|--|--|---|---|
|  |   | 5.(2)ア<br>(ア)<br>国全体<br>(国・公・私立学校全体の<br>状況又は国・公・私立学校<br>別の状況) | 5.(2)ア<br>(イ)都道府<br>県ごと<br>(都道府県教<br>育委員会及び<br>市町村教育委<br>員会が設置管<br>理する学校全<br>体の状況) | 5.(2)ア<br>(ウ)都道<br>府県(指定<br>都市を除く。)ごと<br>(都道府県教<br>育委員会及び<br>市町村教育委<br>員会が設置管<br>理する学校全<br>体の状況) | 5.(2)ア<br>(エ)指定<br>都市ごと<br>(指定都市教<br>育委員会が設<br>置管理する学<br>校全体の状<br>況) | 5.(2)ア<br>(オ)<br>地域の規模<br>等に応じた<br>まとまりご<br>と<br>(市町村教育<br>委員会が設置<br>管理する学校<br>全体の状況)<br>※1 |   |
| 調査結果の内容  | 5.(1)ア(ア)<br>・各教科の平均正答数、平均<br>正答率、中央値、標準偏差等                               | ○   | ○  | ○  | ○  | ○   |   |
|  | 5.(1)ア<br>(イ)<br>・右の欄の<br>それぞれを<br>単位とした<br>平均正答数<br>等の分布等<br>が分かるグ<br>ラフ | ①都道府県教育<br>委員会  | ○  | -  | -  | -   | - |
|  |   | ②都道府県教育<br>委員会(指定<br>都市を除<br>く。)                              | ○  | -  | -  | -   | - |
|  |   | ③指定都市教育<br>委員会  | ○  | -  | -  | -   | - |
|  |   | ④教育委員会  | ○  | -  | -  | -   | - |
|  |   | ⑤学校   | ○  | -  | -  | -   | - |
|  |   | ⑥児童生徒   | ○  | ○  | ○  | ○   | ○ |
| 5.(1)ア(ウ)及び(エ)<br>・各教科の設問ごとの正答率<br>等<br>・各教科の設問ごとの解答類<br>型別児童生徒数の割合    | ○   | ○   | ○  | ○  | -  |   |   |
| 5.(1)イ(ア)<br>・児童生徒質問調査及び学校<br>質問調査の回答状況                                | ○   | ○   | ○  | ○  | ○  |   |   |
| 5.(1)イ(イ)<br>・児童生徒質問調査及び学校<br>質問調査の回答状況と教科に<br>関する調査の正答率等との相<br>関関係の分析 | ○   | △<br>※2   | △<br>※2  | △<br>※2  | -  |   |   |

※1 地域の規模等に応じたまとまり（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県（指定都市を除く。）ごと、指定都市ごとの児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

## 経年変化分析調査の実施に関する時間割モデル

### 1. 調査実施日

令和6年5月13日(月)～6月28日(金)の期間中、対象学校が実施可能な日

### 2. 時間割モデル

#### ◆対象小学校(国語、算数)

|                   |
|-------------------|
| 実施可能な1時限<br>(40分) |
| 国語又は算数<br>(40分)   |

#### ◆対象中学校(国語、数学)

|                   |
|-------------------|
| 実施可能な1時限<br>(45分) |
| 国語又は数学<br>(45分)   |

#### ◆対象中学校(英語)

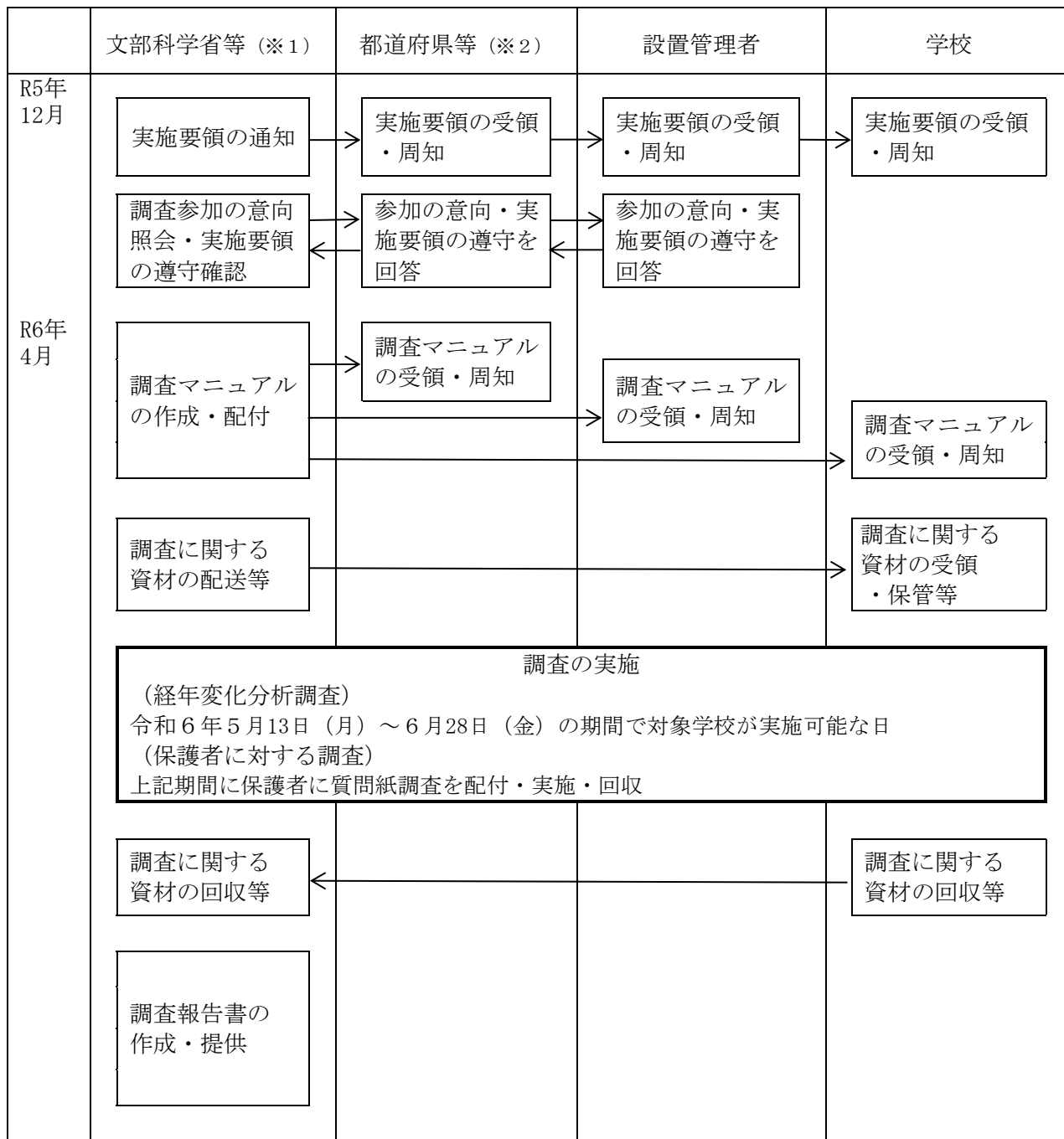
| 1時限目<br>(50分)                 | 2時限目<br>(50分)              | 3時限目<br>(50分) | 4時限目<br>(50分) |
|-------------------------------|----------------------------|---------------|---------------|
| 英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」<br>(45分) | 英語「話すこと」(学校の状況に応じて、分散して実施) |               |               |

<補足>

※英語「話すこと」にかかる時間は、準備や移動を含み、標準的には15～20分程度。

※「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて実施することを基本とする。

## 経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施に関するスケジュール（予定）



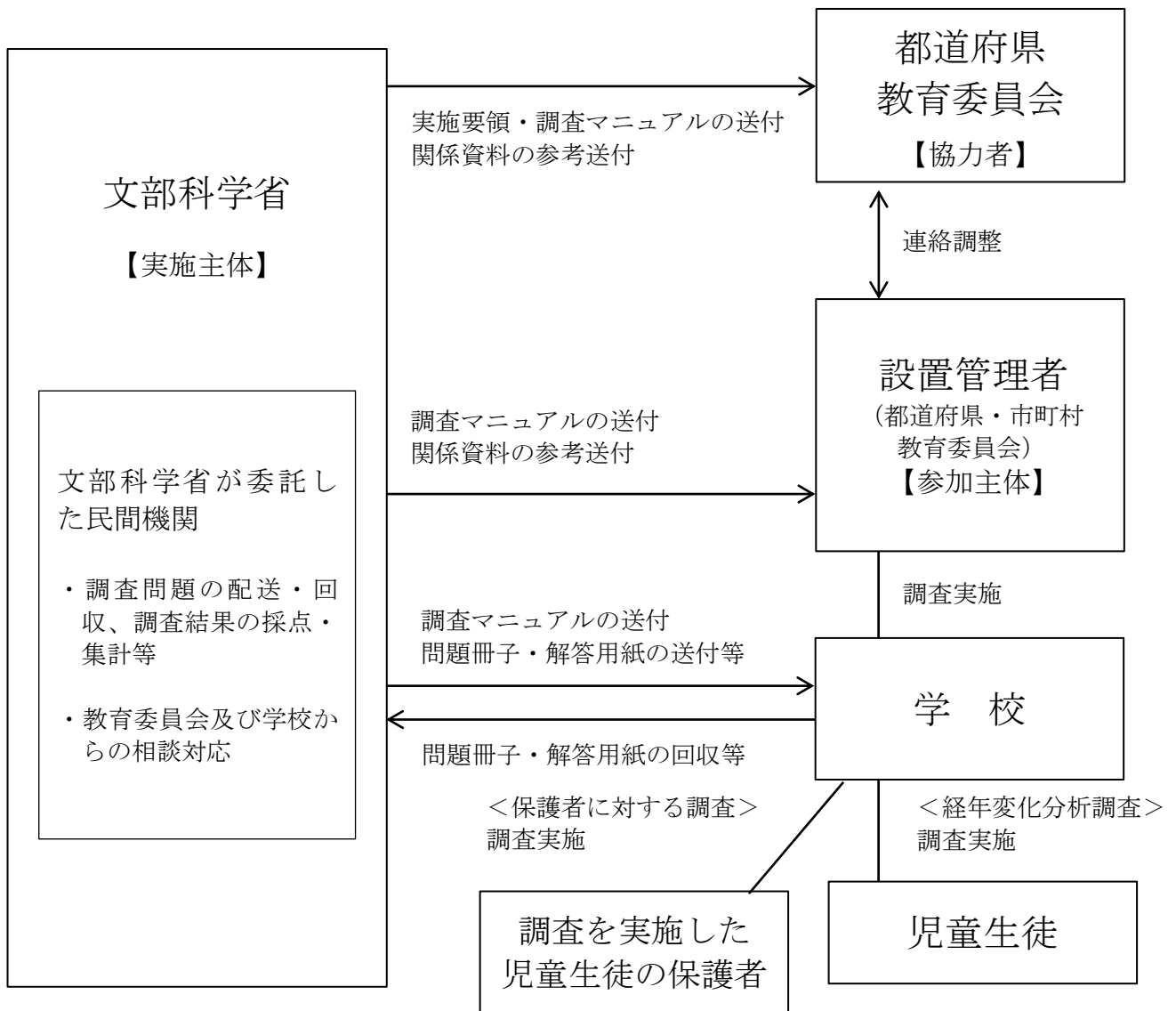
※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である政令指定都市教育委員会及び国立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。



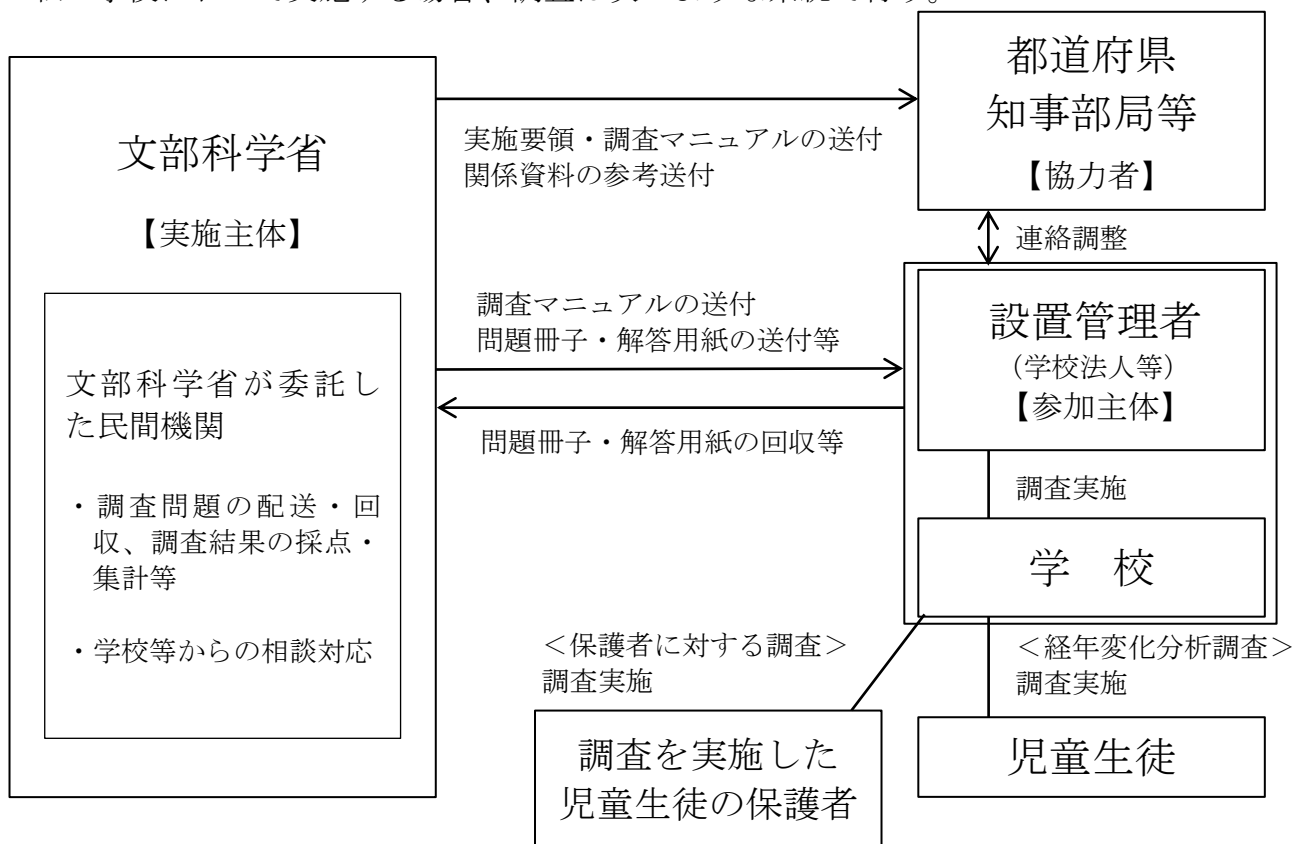
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図  
【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



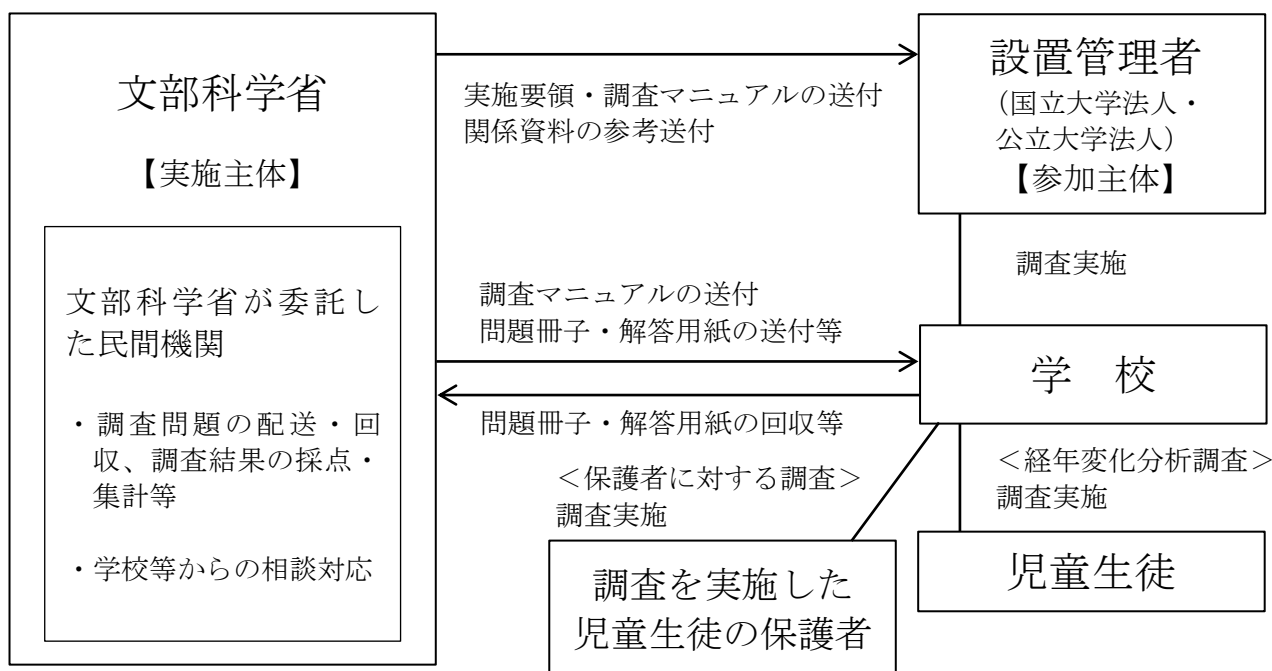
### 経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



### 経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



## 令和6年2月 定例教育委員会日程表

| 月日  | 曜日 | 件 名                     |                                    |                      |     |
|-----|----|-------------------------|------------------------------------|----------------------|-----|
| 2/1 | 木  |                         |                                    |                      |     |
| 2   | 金  |                         |                                    |                      |     |
| 3   | 土  |                         |                                    |                      |     |
| 4   | 日  |                         |                                    |                      |     |
| 5   | 月  |                         |                                    |                      |     |
| 6   | 火  |                         |                                    |                      |     |
| 7   | 水  |                         |                                    |                      |     |
| 8   | 木  | 定例教育委員会事前打合せ<br>定例教育委員会 | 瀬戸市学校給食センター 会議室<br>瀬戸市学校給食センター 会議室 | 午後1時15分～<br>午後1時45分～ | 全委員 |
| 9   | 金  |                         |                                    |                      |     |
| 10  | 土  |                         |                                    |                      |     |
| 11  | 日  |                         |                                    |                      |     |
| 12  | 月  |                         |                                    |                      |     |
| 13  | 火  |                         |                                    |                      |     |
| 14  | 水  |                         |                                    |                      |     |
| 15  | 木  |                         |                                    |                      |     |
| 16  | 金  |                         |                                    |                      |     |
| 17  | 土  |                         |                                    |                      |     |
| 18  | 日  |                         |                                    |                      |     |
| 19  | 月  |                         |                                    |                      |     |
| 20  | 火  |                         |                                    |                      |     |
| 21  | 水  |                         |                                    |                      |     |
| 22  | 木  |                         |                                    |                      |     |
| 23  | 金  |                         |                                    |                      |     |
| 24  | 土  |                         |                                    |                      |     |
| 25  | 日  |                         |                                    |                      |     |
| 26  | 月  |                         |                                    |                      |     |
| 27  | 火  |                         |                                    |                      |     |
| 28  | 水  |                         |                                    |                      |     |
| 29  | 木  |                         |                                    |                      |     |
|     |    |                         |                                    |                      |     |
|     |    |                         |                                    |                      |     |

3月14日(木) 定例教育委員会事前打合せ 瀬戸市役所3階 301会議 午後1時30分～ 全委員  
 定例教育委員会 瀬戸市役所4階 庁議室 午後2時00分～

令和5年11月29日

(宛先) 瀬戸市教育長  
瀬戸市長



コミュニティ・スクール一層の推進を願う陳情

1 陳情に至った理由(趣旨)

11月28日、産経新聞紙面でコミュニティ・スクールの存在をした。  
早速、教育委員会 学校教育課に出向き、瀬戸の実態のさわりを伺ったところ、  
12月22日金曜日、午後1時より開催の「地域とともにある 学校づくり」と冠する  
「瀬戸市コミュニティ・スクール～公開研修会～」の開催を教えてくださいました。  
将来に向け、この取り組みに大いに期待するものであります。

そこで標記の陳情にあるように一層の推進には、地域コミュニティが不可欠であるので  
市長部局の地域コミュニティ推進との連携が重要であるが、市長部局の姿が希薄である  
のでさみしい思いを持ちました。

2 願う未来

コミュニティ・スクールの一層の推進に利するために12月22日開催の公開研修会  
動画保存をして頂き、瀬戸市の皆さんに知って頂く策を講じて頂くよう要望します。

自助・共助・公助は、災害時だけではありません、  
通常時こそ「瀬戸市教育委員会」「瀬戸市」(公助)で、市民の皆さん(自助)・  
自治会等(共助)に正しい情報を提供することが、瀬戸市コミュニティ・スクール隆盛に  
引っ張って頂きたい。

3 具体的な陳情

①当日の「地域とともにある 学校づくり」と冠する

「瀬戸市コミュニティ・スクール～公開研修会～」の録画保存

②瀬戸市教育委員会と瀬戸市関係部局で瀬戸市コミュニティ・スクール推進の  
プロジェクトチーム(案)をつくって強固なモノとして頂きたい。



大学の先生が監修  
※1

相談件数2,000世帯以上の子育て相談士・ファイナンシャルプランナーによる



# こどもの未来応援講座



予約制  
です!!

～ 0～6歳以下の子どもを持つ、子育てママさんのための「子育てとお金の勉強会」～



開催日

① 〇月〇日(〇)      ② 〇月〇(〇)

\*時間 10:00～12:00 (9:40～受付)

\*場所 □□□□ □□□□  
(△△市△△1-23)

\*定員 先着10名

\*後援 ○○県教育委員会    ○○市  
○○市教育委員会

参加無料です。  
お気軽にご参加  
ください!!



～1時間目(45分)～

### 子どもの個性と才能発見講座

2020年4月から文部科学省の新学習指導要綱の改定により、「生きる力」をテーマとして、教育方法が大幅に変わりました。新しい時代に向けた子育て法をテーマに、<sup>※1</sup>武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部客員教授である吉井伯榮先生の講座を、認定子育て診断士がお伝えします。

～2時間目(45分)～

### 家計管理お勉強会

2022年4月から、新しい指導要領に基づいて、高校家庭科の授業で金融教育が始まりました。高校で投資や資産形成を学ぶ令和の時代。経済的自立を目指した人生100歳時代とよばれる変わりゆく時代に「お金との上手なつき合い方」をお伝えします。

子育てママ  
&パパのための

この講座では、

- \*子どもの個性や隠れた才能を発見できます!
- \*ほめ方(注意の仕方)のコツや適切な接し方を学びます!
- \*住宅や教育資金や老後、子育てに関するお金のことを学びます!

お申し込みはこちらのQRコードからお願います。

保護者の方がお申し込みください。



🍷 お問い合わせ・お申し込み 🍷

一般社団法人 おやこラボ 講座事務局

☎052-888-8405    ✉learn@oyako-labo.jp

都合の良い日を選んでください。

セミナー会場における  
新型コロナウイルス感染症対策



マスク着用にご協力ください。



開窓を空けてご協力ください。



アルコール消毒にご協力ください。



手洗いの励励



窓内換気の励励

# 第二回 瀬戸SOLAN小学校 研究発表会



## 研究主題

「習得—活用—探究の3つの学びが相互に作用する授業の創造」  
～学習環境デザインの視点から～

開催日：2023年1月28日（土）

会場：瀬戸SOLAN小学校  
愛知県瀬戸市道泉町76-1

後援：愛知県教育委員会  
名古屋市教育委員会  
瀬戸市教育委員会

参加費：5,000円（昼食代含む）

申込み：ホームページより

締切り：2023年1月9日（月）



<https://seto-solan.ed.jp>

※定員150名を超えた場合、申込締め切り以前であっても、受付を終了いたします。  
※新型コロナウイルスの再流行の場合は、オンライン開催とする場合があります。



ヒューマンアカデミー ジュニア  
STEAMスクール

こどもプログラミング教室



保護者様へ

ヒューマンアカデミーはプログラミング教育・STEAM教育の全国普及を目指しています。ロボット製作やプログラミング・科学実験等を通じて、子どもが試行錯誤を繰り返し、主体的に課題解決に取り組む力を育てることを目指しています。新学習指導要領で重視される「プログラミング教育」や「理数教育」に楽しみながら触れていただくことができます。  
 ※STEAM教育: Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Mathematics (数学) を統合的に学習する「STEM教育」に、Arts (教養/創造性) を統合し、学びを実社会での課題解決に生かしていくための横断的な教育手法。  
 ★当日は保護者様へのご説明も行ってまいりますのでご同伴のうえお越しください。  
 ★お席に限りがありますので、お早めにご予約ください。

## 瀬戸共栄通教室

参加費 **無料**

日時 **1/6(土)** 10:00~13:00~    **1/14(日)** 10:00~13:00~    **1/22(月)** 17:30~    **2/3(土)** 15:00~    **2/17(土)** 15:00~

対象 小学校1年生~

会場 愛知県瀬戸市共栄通5-8(マナビー内)

### お申込方法

下記申込フォームからお申し込みください



こどもプログラミング教室のホームページはこちら

こどもプログラミング教室



<https://kids.athuman.com/programming/>

# 瀬戸武田信玄公 歴史探索プチイベント開催



織田信長と決戦の前、武田信玄はこの世を去った。信玄の死を隠し、影武者を立て戦うことになった武田軍。終焉地を隠したため現在まで信玄の墓は不明である。信玄の死から450年、信玄終焉地の謎に迫る。

## 歴史探索プチイベント内容

日 時 : 令和6年1月14日(日) 10:00~12:00

集合場所 : 山口憩いの家

内 容 : 1月イベント  
①武田信玄プチ勉強会  
②山口郷土資料館見学  
③武田信玄史跡見学



@OWARISETOFURINKAZAN

参加費 : 500円 (会員の方は無料)

参加申込 : 氏名、住所、電話番号、参加日、「歴史探索参加希望」と明記のうえ下記mailまで送信ください。

mailアドレス shingen1103.seto@gmail.com

開催団体 : 瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会会員  
尾張瀬戸武田信玄古城再建プロジェクトチーム



中学生、高校生の皆さんに！瀬戸市にある「東京大学演習林」で行う「シデコブシの会」のイベントのご案内

東京大学赤津研究林サポーターズクラブ  
シデコブシの会



東京大学の附属施設である東京大学生態水文学研究所が瀬戸市にあるのを知っていますか？ 普段は入ることのできない研究施設の一つ「赤津研究林」で開催されるシデコブシの会のイベントをご紹介しますので参加してください。



## 【イベント(令和6年1月開催)】 みんなで巣箱を作り、小鳥の子育てを観察しよう

東京大学生態水文学研究所が所有する赤津研究林では林の中にたくさんの巣箱をおいて30年以上もヤマガラ、シジュウカラの子育ての調査をしています。その結果、天候との関係、種類による違いなど色々なことがわかってきました。今回その調査に使っている巣箱を作り皆さんの庭とか近くの林などにおいて鳥の子育ての様子を観察してはどうですか。

- 開催日：令和6年1月21日(日曜日)
- スケジュール：
  - ～ 8:50 名鉄尾張瀬戸駅「パーティセと」のバスロータリー側に集合(\*)
  - ～ 9:02 名鉄バス3番乗り場で乗車、終点赤津で下車し(乗車券¥260)  
予約してあるタクシーに乗り換えて赤津研究林へ(\*)
  - ～ 9:30～12:00 巣箱作成(\*1)と観察の仕方の紹介
  - ～ 12:15 タクシーで赤津バス乗り場に、バスに乗り換え名鉄尾張瀬戸駅に



- \* 応募の状況によりスケジュールの変更がある時は応募者に事前に連絡します。
- \*1 巣箱の作り方の簡単な説明は次のページを見てください。道具はシデコブシの会で準備しますがあれば持ってきてください。

1. 募集内容：中学生・高校生限定ですが、保護者の方も参加していただけます。  
保護者が付き添いの場合は直接赤津研究林集合も可能です。  
その場合は申込み時に「直接現地に集合」と連絡ください。  
先着10名まで。中高生は参加料無料ですが、保護者の方は¥500いただきます。

## 2. 申し込み

- シデコブシの会のHP <https://shidekobushinokai.jimdofree.com/> の【お申込みフォーム】に必要事項記入して応募してください。
- 申し込みは令和6年1月10日(水)までをお願いします。
- 保険はシデコブシの会で加入します。
- わからないことはシデコブシの会のHPからメールでお問い合わせください。

## 3. 持ち物・服装

- 飲み物・マスク・タオル・筆記用具
- 長袖・長ズボン・手袋(軍手など)・スポーツシューズなど山歩きができる靴
- 次のページの巣箱の作り方を参考にして道具があれば持ってきてください。

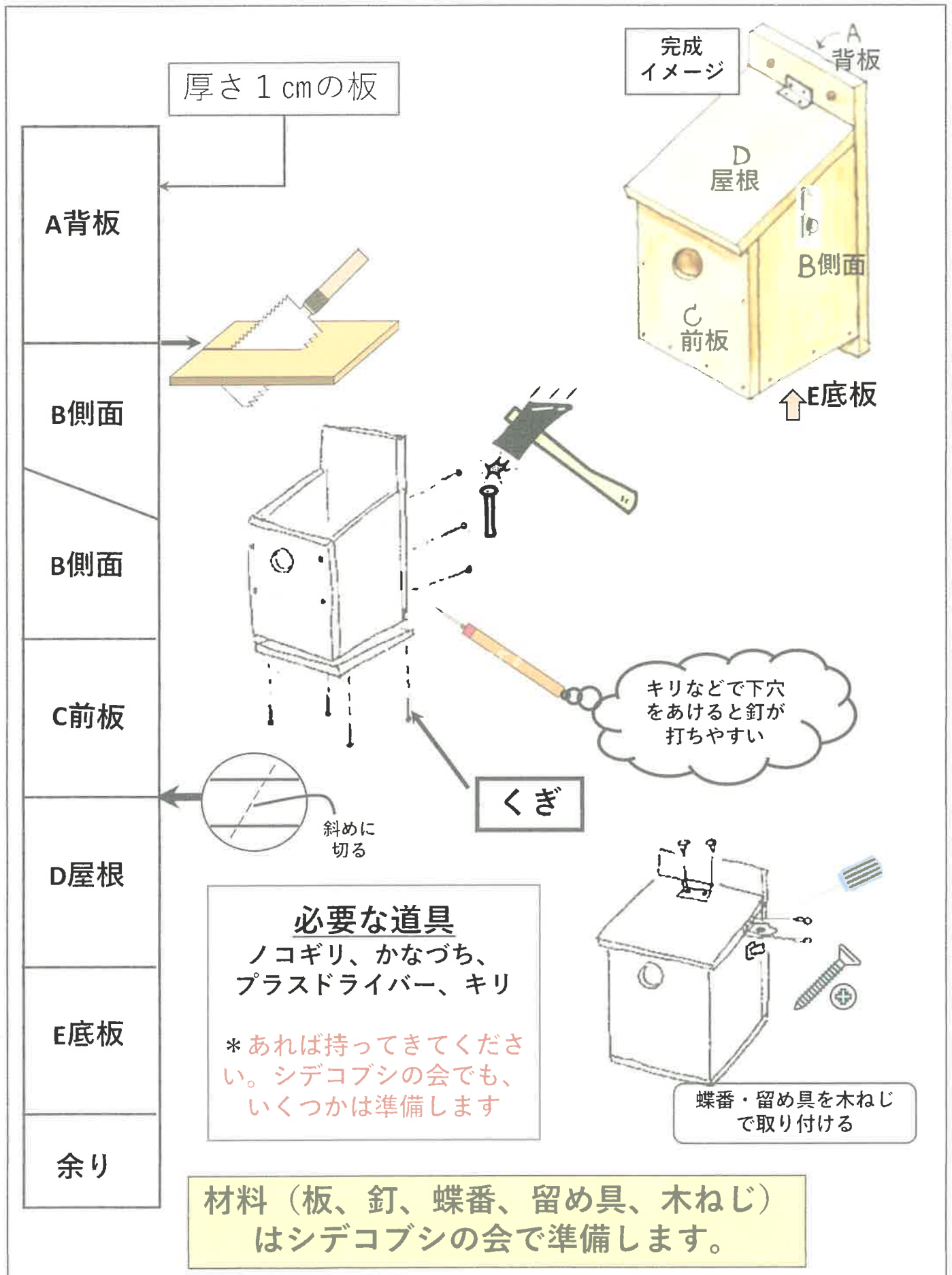
## 4. その他・注意していただきたいこと

- 警報・注意報が発令されたり雨天の時は中止です。
- また、コロナ・インフルエンザの状況などによっては急な中止もあります。
- ★ マスクは必ず着用してください。当日の朝の検温もお願いします。

事前に連絡します

★ 次回のイベントは決まり次第連絡します

# 巣箱の作り方



| 公民館名 | 貸室名称       | 面積      | 分類     | 新条例による使用料 | 新利用料   |
|------|------------|---------|--------|-----------|--------|
|      |            |         |        |           | 1時間当たり |
| 陶原   | 軽運動室       | 165.00  | I      | 1,880     | 700    |
|      | 集会室・図書室    | 45.00   | C      | 620       | 500    |
|      | 講習室        | 22.50   | B      | 410       | 300    |
|      | 和室         | 29.25   | B      | 410       | 300    |
|      | 娯楽室        | 32.50   | B      | 410       | 300    |
|      | 調理室        | 45.00   | C      | 620       | 600    |
|      | グラウンド      | 3500.00 | J      | 2,090     | 1,000  |
| 深川   | 大集会室       | 104.00  | F      | 1,250     | 600    |
|      | 小集会室       | 25.25   | B      | 410       | 300    |
|      | 会議室        | 55.80   | C      | 620       | 500    |
|      | 和室         | 27.40   | B      | 410       | 300    |
|      | 1階給湯室オープン  | 10.80   | A      | 210       | 150    |
|      | 2階小集会室オープン | 3.69    | A      | 210       | 150    |
|      | 祖母懐        | 大会議室    | 165.24 | I         | 1,880  |
| 中会議室 |            | 49.88   | C      | 620       | 500    |
| 小会議室 |            | 30.74   | B      | 410       | 300    |
| 和室1  |            | 19.60   | A      | 210       | 150    |
| 和室2  |            | 24.64   | B      | 410       | 300    |
| 料理室  |            | 43.50   | C      | 620       | 500    |
| 児童室  |            | 29.29   | B      | 410       | 300    |
| 古瀬戸  | 大会議室       | 95.57   | E      | 1,040     | 500    |
|      | 中会議室       | 44.00   | C      | 620       | 500    |
|      | 和室         | 36.90   | B      | 410       | 300    |
|      | 料理室        | 42.79   | C      | 620       | 500    |
| 東明   | 大集会室       | 128.56  | G      | 1,460     | 600    |
|      | 会議室        | 44.19   | C      | 620       | 500    |
|      | 和室         | 38.88   | B      | 410       | 300    |
|      | 調理室        | 44.19   | C      | 620       | 500    |
| 效範   | 大会議室       | 123.50  | G      | 1,460     | 600    |
|      | 会議室        | 48.00   | C      | 620       | 500    |
|      | 大集会室       | 196.60  | J      | 2,090     | 700    |
|      | 和室(東)      | 19.60   | A      | 210       | 150    |
|      | 和室(西)      | 19.60   | A      | 210       | 150    |
|      | 料理室        | 45.60   | C      | 620       | 600    |
| 長根   | 第1集会室      | 70.93   | D      | 830       | 500    |
|      | 第2集会室      | 70.93   | D      | 830       | 500    |
|      | 第3集会室      | 70.93   | D      | 830       | 500    |
|      | 和室1        | 18.00   | A      | 210       | 150    |
|      | 和室2        | 18.00   | A      | 210       | 150    |
|      | 会議室        | 43.60   | C      | 620       | 500    |
|      | 料理室        | 44.00   | C      | 620       | 500    |

| 公民館名  | 貸室名称   | 面積      | 分類     | 新条例による使用料 | 新利用料   |
|-------|--------|---------|--------|-----------|--------|
|       |        |         |        |           | 1時間当たり |
| 水南    | 大集会室   | 102.04  | F      | 1,250     | 600    |
|       | 中会議室   | 50.49   | C      | 620       | 500    |
|       | 和室(南)  | 20.07   | B      | 410       | 300    |
|       | 和室(北)  | 20.39   | B      | 410       | 300    |
|       | 和室(両方) | 40.46   | C      | 620       | 500    |
|       | 料理室    | 42.75   | C      | 620       | 500    |
|       | 山口     | 集会室A    | 118.75 | F         | 1,250  |
| 集会室B  |        | 71.25   | D      | 830       | 500    |
| 集会室C  |        | 81.62   | E      | 1,040     | 500    |
| 小会議室  |        | 44.84   | C      | 620       | 500    |
| 和室    |        | 27.36   | B      | 410       | 300    |
| 料理室   |        | 44.84   | C      | 620       | 600    |
| グラウンド |        | 5632.91 | J      | 2,090     | 1,000  |
| 幡山    |        | 大会議室    | 108.00 | F         | 1,250  |
|       | 会議室    | 52.80   | C      | 620       | 500    |
|       | 和室     | 40.80   | C      | 620       | 500    |
|       | 図書室    | 16.00   | A      | 210       | 150    |
|       | 料理実習室  | 44.00   | C      | 620       | 500    |
|       | 掛川     | 会議室     | 65.25  | D         | 830    |
| 調理室   |        | 8.37    | A      | 210       | 210    |
| 原山    | 大集会室   | 101.60  | F      | 1,250     | 600    |
|       | 会議室    | 45.00   | C      | 620       | 500    |
|       | 和室     | 37.20   | B      | 410       | 300    |
|       | 料理室    | 40.00   | C      | 620       | 500    |
| 萩山    | 大会議室   | 100.80  | F      | 1,250     | 600    |
|       | 小会議室   | 43.20   | C      | 620       | 500    |
|       | 和室     | 36.45   | B      | 410       | 300    |
|       | 料理室    | 43.20   | C      | 620       | 500    |
| 八幡    | 大集会室   | 120.40  | G      | 1,460     | 600    |
|       | 会議室    | 43.20   | C      | 620       | 500    |
|       | 和室A    | 23.4    | B      | 410       | 300    |
|       | 和室B    | 23.37   | B      | 410       | 300    |
|       | 料理室    | 40.50   | C      | 620       | 500    |